

令和7年度LPガスの事故防止に関する 消費者保安啓発用ポスター募集要綱

1 趣 旨

県民がLPガスの使用に際して、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識を持つことは、LPガスによる事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるために大切なことです。

県では、毎年10月の「LPガス消費者保安月間」に、消費者を対象としたLPガスの保安に関する各種啓発行事等を行っております。

その一環として、県内の小学生及び中学生から消費者保安啓発用ポスターを募集し、LPガスの事故防止に関する啓発を図ろうとするものです。

2 主 催 千葉県

3 協 賛 公益社団法人千葉県LPガス協会

4 テ ー マ LPガスの消費者事故防止について

5 応募資格 千葉県内の小学校、中学校等の児童生徒

6 応募条件（原則として条件に外れた作品は採用しない。）

(1) 用紙は、B3、A2又は四つ切サイズとする。

(2) 中学生については、LPガスの事故防止に関する適切な字句等を必ず1つ以上作品の中に入れること。なお、小学生については、字句の記載は必須ではない。

また、誤字脱字があると採用しない場合があるため、十分注意すること。

(適切な字句の例)

- ・ガス機器を使う時は換気に気を付けましょう。（ガスききをつかうときはかんききをつけましょう）
- ・一酸化炭素中毒事故防止（いっさんかたんそちゅうどくじこぼうし）
- ・CO中毒事故防止（シーオーちゅうどくじこぼうし）
- ・毎月10日は消費者保安デー（まいつき10かはしょうひしゃほあんデー）
- ・LPガス事故防止（エルピーガスじこぼうし）
- ・液化石油ガス事故防止（えきかせきゆがすじこぼうし）
- ・ガス漏れ警報器（ガスもれけいほうき）
- ・安全器具（あんぜんきぐ）
- ・不完全燃焼防止装置（ふかんぜんねんしょうぼうしそうち）

(3) 間違いやすい字句、表現に十分注意すること。

(例)

- ・ガスコンロの炎の色 ×赤っぽい炎 → ○青い炎（赤い炎は不完全燃焼のため）

- ・「換気」の字句 ×喚起 → ○換気（口へんではなく手へん）
- ・一酸化炭素の化学式 ×CO₂ → ○CO（CO₂は二酸化炭素のため）
- ・LPガス警報器の位置 ×天井付近 → ○床から30cmくらいの位置

（天井付近に設置される警報器は、都市ガス警報器を表すため）

- (4) 作品は、令和7年度に作成したものを応募すること。
- (5) 児童生徒一人あたり複数の作品の応募も可能とする。
- (6) 他に発表されていない作品を応募すること。
- (7) 応募作品の提出に際しては、別紙「応募作品一覧表」を作成するとともに、各作品の裏面に「個人票」を貼り付けること。

7 応募方法

8に示す提出先へ郵送又は持参すること。

- 8 提出先 〒 260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室 宛
 電話 (043) 223-2737

- 9 締切期日 **令和7年9月5日（金）必着**

- 10 審査 主催者が別に定める審査要領により審査し受賞作品を決定する。

- 11 審査委員 委員長 千葉県防災危機管理部産業保安課長
 委員 千葉県教育庁教育振興部学習指導課長
 委員 公益社団法人千葉県LPガス協会長

- 12 発表 令和7年10月1日（水）
 入賞については、別途関係学校長宛に通知する。

- 13 賞 優秀な作品には、次のとおり賞状及び副賞（※）を授与する。

- (1) 最優秀賞（知事表彰） 3名以内

小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）、中学生 各1名以内

- (2) 優秀賞（知事表彰） 3名以内

小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）、中学生 各1名以内

- (3) 優良賞（公益社団法人千葉県LPガス協会長表彰） 6名以内

小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）、中学生 各2名以内

- (4) 佳作 30名以内

複数応募の場合も、児童生徒一人あたりの受賞は1作品までとする。

※最優秀賞、優秀賞及び優良賞：図書カード、佳作：文房具

14 表彰

最優秀賞、優秀賞及び優良賞の受賞者を令和7年10月28日（火）開催予定の令和7年度千葉県高圧ガス保安大会において表彰する。

15 掲載及び掲示等

入賞作品は10月下旬から1週間程度、千葉県庁舎で掲示する。

また、入賞作品は県ホームページ、県民だより、協賛団体の会報誌等に掲載することがある。

16 個人情報について

応募者氏名、学校名等については、名簿の作成や表彰等のコンクール業務に必要な範囲内でのみ利用する。

17 応募作品の帰属及び諸権利

(1) 応募作品は返却しない。

(2) 応募作品の著作権など一切の権利は主催者（千葉県）に帰属するものとする。